

下呂市市有林整備事業（地区）特記仕様書

1. 事業箇所の概要

区 分	内 容	備 考
事業箇所	下呂市小坂町小坂町南畑地内 (38 林班の一部)	
事業地面積	31.2 ha	森林簿
保安林指定	38 林班一部	土砂流出防備

2. 施業条件等

区 分	内 容		備 考
事業期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日		
施業関係	間伐限度	35 % (材積)	土砂流出防備
	作業道	岐阜県作業道設計指針による	
書類関係	・ 森林経営計画の策定・変更に関する書類作成 ・ 補助金に関する書類作成 ・ 各種関係法令に関する書類作成		
その他	・ 森林経営計画の下限面積以上の森林整備を実施する計画とすること。 ・ 対象森林における森林整備等を実施するために要した費用については、補助金および、木竹の売上を充てるものとし、年度ごとの清算で下呂市は負担しないものとする。 ・ 将来管理しやすい皆伐地を設定すること。 ・ 市単独補助金は補助金額の算定の対象としないこと。 ・ 事業期間中は、作業道の維持管理を行うこと。 ・ 事業に関係する他者との連絡調整を行うこと。 ・ 参加者が 1 事業体の場合は、募集要領の別表 1 の (2) 特定の④の基準で評価するものとする。 ・ 林道・作業道の状況を確認し補修しながら森林整備を実施すること。 ・ 事業の進捗については、書面により 2 週間ごとに報告し協議する事。(進捗が無い場合は除く) ・ 疑義があった場合は、その都度協議すること。 ・ 事業地を研修場所等とし市内事業体の技術向上の場とすることに協力すること。 ・ 林分毎の目標林型、生産目標を想定し、具体的に提案すること。 ・ 主伐再造林について、R13 年度以降の造林・保育計画について提案すること。 ・ 公益的機能や多面的機能の発揮について、具体的に提案すること。 ・ 主伐再造林については、労働力軽減等の具体的な提案をすること。		